

第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和2年4月6日）

（議題） 役場内における新型コロナウイルス感染症の予防と発生時の対応について

前回の対策会議での意見をもとに、保健所の指導を得て、危機管理室、保健センターで検討したものを担当者より説明した後、今後の対応方針を確認した。

1. 予防及び発熱の対応

・マスクの着用について

町民課、支所の窓口対応担当者はマスクを着用して対応することとしているが、その他の部署においても、町外からの来訪者と対応する者については、マスク配布の要望を確認し、在庫状況もふまえて配布する。

・窓口の対応距離について

町民課窓口対応については、来庁者は用件が済めば、一旦後ろの席で待機してもらっている。

・発熱について

職員が発熱した場合は、次のとおり所属長に報告する。各自、出勤前に健康チェックすること。

発熱した職員→所属長→総務課→保健センター

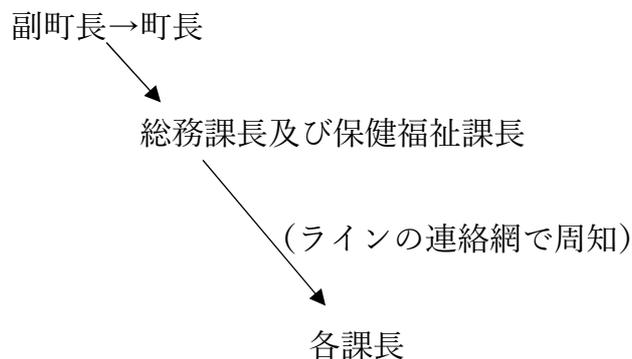
自宅待機となった職員に対しては、保健師が経過確認の対応を取る。

職員及び家族がPCR検査を受けることとなったときも所属長に報告する。

2. 町民や職員が、PCR検査で陽性となったことが判明した時の対応

・保健所長からの第一報は、副町長へ電話連絡が入る予定。

◎町の情報連絡体制



※早朝等勤務時間外は電話連絡となる場合もある

・職員の感染が疑わしい場合

職員から所属長へ報告する。所属長は総務課へ報告、保健センターへ情報提供。

職員の家族が感染を疑われる場合も、所属長への報告対象とする。

3.濃厚接触者について

定義としては「半径2 m以内の距離で、感染者と一定時間以上の接触があった人」であるが、濃厚接触者の判断は、保健所職員が、各人に対して感染者との接触状況等を調査したうえで判断するため、各職員は日頃から自分の行動記録を説明できるように備えておくこと。(町外等への旅行等は記録を残すようにする。)

- ・職員が濃厚接触者となった場合

庁舎内に感染者が滞在したことが明らかになった場合などに、職員が濃厚接触者と判定される場合がある。

多数の職員が濃厚接触者となり自宅待機となった万一の場合に備え、代替職員を配置する体制を検討しておくものとする。

例えば、支所から本庁への応援も含めて代替職員の配置案を作成する。

- ・職員が感染者となった場合の濃厚接触者の範囲について

感染者からどれ位の距離の職員が濃厚接触者と判断されるかは不明であるが、庁舎内の、各課・各室単位が最小限となり、最大では各階のフロア全体の職員が濃厚接触者になる場合がある。なお、ウイルスは空調を介して拡散する場合がある。

庁舎内のウイルス拡散防止のため、当面、各フロアの空調（エアコン）は停止し、1時間に1回の換気を徹底する。なお、個室については個々の判断にて対応。

4.庁舎内の消毒

- ・日常の消毒

現在、清掃業務委託業者に各階の共有部分の消毒を依頼している。

今後、各課の事務所内やカウンター、申請書記載台、窓口のペン等は、各課に配属した会計年度任用職員が、定めた時間に消毒にあたる。

その他、気になる場所の消毒は各課の判断で行う。

- ・庁舎内に感染者がでたときの消毒

庁舎内に感染者が発生した場合は、総務課長から各課長に対して消毒実施について協力を依頼する。(消毒を実施する範囲が複数階にわたる場合は、全職員で対応にあたることも予想される。)

濃厚汚染域とその他に分けて消毒にあたることになり、その程度に応じた防護対策を講じて消毒にあたるが、一般的な服装としては防災服で対応可能(各自、防災服をロッカーに常備しておくこと)。

消毒は、次亜塩素酸の希釈液を手拭きする作業となり、噴霧器による消毒は行わない。

- ・消毒実施の講習について

現在、消毒に必要な資材を発注しており、納品があったら各課で消毒にあたる職員を対象に、講習会を実施する。

5.町内住民が感染した場合の自宅等の消毒

町民が発症した場合は、保健所が家族に対して消毒を指示する。家族のない人の消毒は町も協力するが、プライバシーに配慮して通常出入りしているヘルパー等に協力を求めることとする。保健センターが従事者等の調整等を行う。

6.その他情報交換

- ・感染者が発生しないようにすることが大事。改めて不要不急の外出の自粛等について防災行政無線で注意を促す。
- ・教育委員会より学校の再開について
内子町、大洲市の小中学校は、休校を延長
八幡浜市は予定通り再開
伊方町の再開については、教育委員会で決定する。